

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年十月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年八月十五日奈良県指令高土第二九一八号

平成二十九年十月六日奈良県指令高土第二九一八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十月十二日高土第九〇二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町みささぎ台一一九番及び一二〇番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字百済一三六九番地七

坂野慈治

一 許可番号

平成二十九年七月六日奈良県指令高土第二九一三号

平成二十九年九月二十九日奈良県指令高土第二九一三一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十月十七日高土第九〇三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

御所市大字三室四七四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字三室四一五番地

阪本俊成